

# 平成27年第5回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月4日（金曜日）

## 議事日程（第1号）

平成27年12月4日（金）午前10時00分開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第123号から議案第142号まで
- 第 6 請願第10号から請願第12号まで

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（22名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	岩崎隆寿君	14番	中村良夫君
15番	村川四郎君	16番	佐藤孝君
17番	金光英晴君	18番	猪股文彦君
19番	金子克己君	21番	竹内道廣君
23番	近藤和義君	24番	根岸勇雄君

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	児玉勝巳君	総合政策監	池町円君
会計管理者 兼会計課長	原田道夫君	総務課長 兼選挙管理委員会 事務局長	渡辺竜五君

総合政策課長	小林泰英君	行政改革課長	本間聡君
世界遺産課長	安藤信義君	財務課長	池野良夫君
地域振興課長	加藤留美子君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	村川一博君	税務課長	川上達也君
環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	鍵谷繁樹君
高齢福祉課長	後藤友二君	農林水産課長	坂田和三君
観光振興課長	大橋幸喜君	産業振興課長	市橋秀紀君
建設課長	清水正人君	上下水道課長	野尻純一君
学校教育部長	吉田泉君	社会教育課長	越前範行君
両津病院院長	小路昭君	監査委員局長	計良隆弘君
農業委員会会長	長敏宏君	消防課長	中川義弘君
危機管理幹事	羽藤政吉君	契約管理幹事	伊藤浩二君
庁舎整備備幹事	猪股雄司君	農林水産整備	安達達正博君

事務局職員出席者

事務局長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（根岸勇雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第5回佐渡市議会定例会を開会いたします。
- これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（根岸勇雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 今期定例会の会議録署名議員は、10番、金田淳一君及び12番、中川隆一君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（根岸勇雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
- 今期定例会の会期及び会期日程について議会運営委員長の報告を求めます。
- 議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

- 議会運営委員長（岩崎隆寿君） おはようございます。12月定例会の会期及び会期日程についてご報告いたします。

会期につきましては、本日から12月22日までの19日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表をごらんください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行います。午後1時からは議会報編集特別委員会を、散会後は各派代表者会議を開催いたします。

7日の午前中は請願の紹介議員から説明を受けるため、10時から産業建設常任委員会を、終了後に市民厚生常任委員会を開催いたします。総務文教常任委員会については請願がございませんので、ここでは開催いたしません。

7日の午後1時30分からは庁舎整備等特別委員会を開催いたします。

8日は、10時から決算審査特別委員会を開催いたします。

9日から14日の午前中までが一般質問であります。質問者は13人です。

14日は、一般質問終了後、追加議案の上程を行います。予定されている追加議案は、近日中に行われる入札の結果による工事請負契約の案件2件です。その追加議案書は11日に議場配付いたします。

15日から18日午前中までの間が常任委員会審査であります。

18日は、午後3時を目途に決算審査特別委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けに入りますが、特別委員会でするので、議会申し合わせにより1時間経過後に議会運営委員会を開催いたします。

21日は、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受け付けの後、30分経過後に議会運営委員会を開催いたします。

22日は、午後1時半から最終日の議事を行います。

以上であります。

- 議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から12月22日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は19日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。平成27年第5回佐渡市議会定例会に当たりまして、平成27年第3回佐渡市議会定例会以降の行政報告についてご説明を申し上げます。

報告第27号から第32号までについてであります。これは議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

### 日程第5 議案第123号から議案第142号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、議案第123号から議案第142号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定について。本案は、時間外勤務手当の不正受給、預け金による公金の不適正執行及び入館料などの公金横領事件など、

本年3月から発覚いたしました職員の不祥事に対し、改めて公務員としての行動規準を条例により定めるものであり、もって職員の公務員としての自覚を促し、真に市政を負託するにふさわしい公務員の責務を再認識させることを目的とするものでございます。

議案第124号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、同一地方公共団体内での個人番号の利用及び特定個人情報の授受を可能とするために必要な事項を定める条例を制定するものであります。

議案第125号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成27年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されるなどに伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。その主な内容は、徴収の猶予及び換価の猶予の方法等を条例で定めることになったことに伴う所要の改正、税の減免申請の期限の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う所要の改正であります。

議案第126号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、経営申告事項に個人番号などの項目を追加するため、佐渡市入湯税条例の一部を改正するものであります。

議案第127号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、平成27年度税制改正に伴い、国民健康保険税における条約適用配当などにかかわる分離課税の対象に利子所得などを加えること及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、減免申請の記載事項に個人番号を加えるなどの所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第128号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律の施行に伴い、減免申請の記載事項に個人番号を加えるなどの所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第129号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市内に5施設ある火葬場のうち老朽化した北田野浦火葬場と三香苑の2つの火葬場を平成28年4月1日から廃止をし、これとあわせ火葬場使用料を引き下げするため条例の一部を改正するものであります。

議案第130号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた取り組みを始め、佐渡の3資産の調査研究などで佐渡に訪れた学生が相川観光交流センターに宿泊できるようにするため、条例の一部を改正するものであります。

議案第131号 佐渡市屋外広告物条例の制定について。本案は、市景観計画における課題である屋外広告物について、屋外広告物法に基づき必要な事項を定めることにより、より良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止するため条例を制定するものであります。

議案第132号及び議案第133号につきましては、一括してご説明をいたします。議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）、議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）、以上2議案は佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手

続等に関する条例に基づき選定した団体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第134号 訴えの提起について。本案は、市営住宅の家賃などを長期にわたり滞納している者に対する建物明け渡し請求及び滞納者本人に対する未払い家賃などの支払い請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第135号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。変更内容は、辺地総合整備計画に記載している公共的施設整備の事業費及び辺地対策事業債の予定額の増額であります。

議案第136号 市道路線の認定について。本案は、主要地方道佐渡一周線及び主要地方道両津真野赤泊線バイパス工事により、現在の県道の一部を市道として認定する必要がありますので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第137号 新潟県市町村総合事務組合理約の変更について。本案は、本市が加入する新潟県総合事務組合の規約を地方自治法第286条第1項の規定により変更することについて議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育委員会委員長と教育長が一本化されることによる選挙管理委員会に関する規定の変更、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う引用条例の修正、新発田市の非常勤職員に対する公務災害の補償などに関する事務への加入であります。

議案第138号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億4,359万4,000円を追加し、予算総額を464億2,462万4,000円とするものであります。補正内容は、歳入では地方交付税、国庫支出金及び寄附金などの増額計上、歳出では佐渡ふるさと島づくり寄附金事業の増額を計上するほか、台風15号による水稻被害に対する支援にかかわる債務負担行為の設定などを予算計上するものであります。

議案第139号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ60万円を追加し、予算総額を7億3,514万7,000円とするものであります。補正内容は、人間ドックの委託料の増額であります。

議案第140号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ240万9,000円を追加し、予算総額を88億691万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では国庫支出金、一般会計繰入金を増額し、歳出においては制度改正に伴い、介護事業所台帳システム整備費を補正するものであります。

議案第141号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,500万円を追加し、予算総額を33億6,730万7,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金、下水道補償料の増額、歳出では測量設計委託料、汚水管渠工事及び水道管等補償費の増額、雨水管渠工事の減額であります。

議案第142号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既

定の歳入歳出予算額にそれぞれ344万7,000円を追加し、予算総額を6億860万2,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では一般会計繰入金金の増額、歳出では施設備品の故障に伴う備品購入費と設置工事費について補正するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第123号 佐渡市職員の行動規準及び責務等に関する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） この条例は、今後審査されるわけですがけれども、この条例をもとにした、例えば運用基準というものをつくってあるかどうか。それはどういうことかという、この条例によって法令遵守審査会で審査を終えた、では市民にどういうふうに知らせる、どの程度のものは知らせるのか。例えばここに第7条に法令遵守審査会のものがありますけれども、法令遵守審査会の結果によって知らせるのか、あるいは法令遵守審査会にかかったものは知らせるのか。知らせるといことは議会に報告するのか。その辺は、この条例上どのような運用になっているかお知らせ願いたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

第7条の法令遵守審査会につきましては、公益目的通報と不当要求、これについての審査を行うものでございます。これにつきましては、公益目的通報につきましては状況によって公表することで今考えておりますし、不当要求に対する措置も内容によって公表することができるということになっておりますので、具体的な内容については今後きちっと整理をしまいたいというふうを考えております。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） そうすると、市民の立場からするとこのことによって結果が出たものについては報告があるという理解でよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明します。

この審査会につきましては、個人情報に関するもの、もしくはここにあるように公益目的通報で基本的に本人に不利益等が発生するもの以外のものは公表することができるというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君）きのう市長が定例の記者会見をやって、ケーブルテレビなものだから議会で録画を見て見たいと言っただけけれども、そいつはだめだと言われて、結局録画していただけなかったのですが、きのう市長が記者質問に答えていたと思うのですが、ワーストスリーが何だといったら職員の不祥事で倫理条例で一から出直すということを言っておりました。そういう意味でいうと、ここはしっかりと議会も審査をしなければいけないのだろうというふうに思います。当たり前のことなのですが、この後これは総務文教常任委員会に付託になるのだろうと思うので、そうするとこの前議員全員協議会でも詳しい説明もなかったし、総務文教常任委員会だけという問題ではないだろうというふうに思うのです。そこでお聞きをしたいのです。ここで書かれている行動規範というものは、逆に言うと当たり前のことを書いているだ

けなのです。しかも、俗に言う理念条例です。ここで何が一番重要になってくるかという、まず1つは条例の制定のためのエネルギーを職員と一緒に共有してどれだけやったか、そしてもう一つはこの条例が実際に動いて、市の組織全体がよくなる仕組みづくりにどういうふう動くのかという、このことが倫理条例の場合は極めて大事だと思うのです。その辺で10月9日でしたっけ、議会には全面的に説明があって、それからさらに今言ったように職員とのディスカッションや現場の声も反映して、きのうの市長の言葉で言えば上から下ではなくて、下から上へ上がるほうが重要だと言っていたけれども、そういう意味で作り上げていかなければならない条例だと思っているのです。その辺がまず1点どのようになされているのか。先ほどの話だと、何か法令遵守審査会の関係だと今後具体化みたいな話、今後具体化という程度のものしか煮詰めていないのかということが1点です。

2点目が条文でお尋ねしたいと思います。条文でいいますと、まず第4条から第6条と任命権者の責務等を定めているのですが、第6条で指定管理者等の責務というふうになっています。この指定管理者等というのはどこまで含むのか。それともう一つは、条例の部分でいうと第11条の中に不当要求行為の報告ということでこの中には指定管理者、事務受託者、それと派遣労働ということで3つあるわけですが、現在の佐渡市の場合これに当てはまるのは一体幾つあるのか。それともう一つは、準公金の扱い、98でしたっけ、あるという話でした。これは、もちろん整理をしてやっていかないといけないというふうに思うのですが、どのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

まず1点、今までどういうふう職員と話をしてきたか、進めてきたかということでございますが、4月以降課長会議を7回開きまして、その都度都度に合わせて不祥事が起きた状況、対策について話し合ってきたところです。また、補佐会議を1回開いて説明をしたところです。その中で特に今回問題が起きている倫理条例も含めまして、ハンドブック等を含めて説明をして、課内での話し合いを進めて、それをフィードバックして最終的に今回修正したということになっております。その他におきましては、このハンドブック等が全員で見られるようにグループウェア等を5回ほど更新をしまして説明をしております。また、課長等は指摘のとおりしっかりと管理ができるように個人研修等を今、年間を通して進めているところです。また、職員につきましても11月26日だったと思いますが、コンプライアンス研修ということでまず第1回目のを始めさせていただきました。

次が用語の説明でございますが、これにつきましても条例の2ページ目のところに指定管理者等とございまして、行政でいう一般的な指定管理者になります。それが1つと、事務を受託する者ということで、実際の委託業務の受託先のほうが対象になります。もう一点が労働者派遣法の中で派遣労働者で市の事務に従事するものという3点というか、3種類になるのですが、今対象になるのは実際には指定管理者と事務の受託ということでございますが、その数についてはちょっと今持っておりませんので、この2つだけが今の状態では該当になるというふうに判断しております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 数がわからぬというのはちょっと問題ではないですか。市長は、ことしのワーストスリーを選ぶといったら何かといったら不祥事の問題ですと言って、一から出直さなければいけないとい



うことで、議会は批判と監視の府だからこの条例案を正面切ってやらなければならないのです。さっき言った準公金のこともまだ答弁なかったように思うのですが、それとあわせて聞きます。10月9日のときにあなたが今話をしたハンドブック、QアンドAの解説編で例えば業者とのかかわり方の問題、市会議員とのかかわり方の問題、議員の中からこれは問題ではないかと言ったら、あなたが、いや、検討して煮詰めていかなければならないのだというような言い方をしたのだけれども、そのことも我々に示されていないわけです。ワーストスリーのトップですから、少なくとも議会には例えばコンプライアンスハンドブック解説編がどのように変わったのか、QアンドAがどのように変わったのかというのをやっぱり総務文教常任委員会だけではなくて全員に示すべきなのではないでしょうか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

まず最初に、市役所以外の事務をもっている準公金の扱いにつきましては、現在要綱を整備しております。98の中で4月から要綱をきちっと立ち上げて課長がしっかり管理する形をとっていきたいということで今考えておりますが、その前に一度やはり地元のほうに事務をおろせるかどうか含めて、1月2月の段階で再度精査をしまして、最終的に4月からきちっと課長のほうの管理ということを徹底してまいりたいというふうに考えております。

ハンドブック等につきましては、全体としては条例と規則につきましてはあの時点で素案でございましたので、条例の形を整えるという形を主にやらさせていただきました。その中で特に変更したのは職員の部分で県費負担教職員、これを当初考えておりましたが、任命権者が県教育委員会ということでございますので、これにつきましては外させていただいたところでございます。法令遵守審査会のほうも法令遵守審査会のあり方を条例に設けて、運用のほうは規則に移したということでございます。公益目的通報も同じ形でございます。中身的な大幅な変更はございませんが、そういうふうに一部変更したということで今ハンドブック等も一部変更しておりますので、それについてはまた必要があれば提出させていただきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 議会が必要があるかないかではないのです。それは出すべきものなのです。読むか読まないかではなくて。場合によれば、市民の方にも読めるような形にしておけば、お互いに職員の中にも緊張感が生まれて、私はいいものだと思う。それは当然出してください。それと、3種類の指定管理と2つしかないという話なのだけれども、一体幾つあって、どうなのかというのもちろんと議会にはそのぐらいは示してください。そこで、最後にお尋ねするのだけれども、一番重要なのはさっきも言いましたけれども、現場の声も含めて現場でどうするか、上から倫理条例をつくって押しつけるのではなくて、下から積み上げてやっていく、そういう意味でいうと私は本来議会としては継続審査にしてじっくりやるべきだというふうに私は思っているのだけれども、あなた方もこれで、さっきの話ではないのですが、法令遵守審査会の詳細は今後具体化する、98の公金のやつについてはこれから要綱を決めてやるというような状況なのだけれども、あなた方はこれで胸張って市長が言ったように一から出直すという倫理条例になっていると思いますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

資料については出すようにいたします。あと、また98の外部につきましては要綱等は内容については定めております。ただ、それをもう少し地元に戻すとか、実務的に98を減らしていくということをまずやりながら、しっかりと要綱をつくっていきたいということがございますので、今案の段階ではございますが、そこはできておるところでございます。その中でこれからどういうふうに職員にしっかりと伝えていくかということがございますが、今回条例につきましてはもともと9月過ぎ、議会にお示した前後だったと思いますが、各課長から各課に話をし、各課で意見を交換して持ち上げていただくという手続はとっております。ただし、今後しっかりと伝えていかなければいけないということはしっかりとコンプライアンスハンドブック等を拡充しながら進めていきたいというふうに考えております。あと、また倫理条例につきましては、やはりこれは余りこの時点で細かいことというよりも規則あわせてハンドブック等で今後しっかりと細かい点を整理していくというふうに考えておりますので、まずは職員の行動規範をしっかりと明確にするということで条例の制定のほうをお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これ少し話を軽く総務課長は受けとめておるのではないだろうか。市長はもうこれ以上逃げようがなく、コンプライアンスを含めてこういう問題があつて条例をつくらなければならぬというところまで追い込まれてやっている話ではないかと思うのですが、総務課長の話を聞くと他人事に聞こえるのです。あの事件が起きてみんなに市長が何度か頭を下げて、そういうところから以後、中身の充実さとか中身をこうつくったとか、こういう方向でコンプライアンスをまとめて、二度と問題が起これぬようにしますとか、そういうものが先に出てこなければならぬでしょう。今あなたが言葉巧みにべらべらと話をしておることは、天井を向いて自分につばしているような話ではないかと思って私は聞いておるのですが、こういう行動規範についてもしっかりしたものをつくりましたと、したがってこれを議会に見てくださいと総務文教常任委員会や何かでこれを徹底して突き詰めた上で我々にこういう格好で今後いきますということになるのではないですか。ところが、今あなたがおっしゃっておる話だと、一生懸命鋭意努力しておるし、この先ケース・バイ・ケースで事が起きたときにはきっちりさらにローリングをしてしっかりしたものにしますというようなことを言っておるのですが、我々とするとなんかそれが何がどうやってどうなってどういくのだという、まさに羅針盤ではないですけども、方向を示す規範というものが先に必要なのではないかと、こう思うのですが、総務課長、それについてどうですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご指摘のとおりと考えております。まず、つくるところでやはり私が説明はしておりますが、各課の課長の中で議論をして、みんなで作っていきこうということ今回つくったものがございます。その中でこの条例を含めまして、まず職員がどういうふうにしたらいいのかということ、そこをまずしっかりと明確にしていきたいということでこの条例を提案しておるところでございます。そこについては、規則、ハンドブック等でできる限りのものは議論しながら作成して、職員を含めてわかりやすくつくっていくということで取り組んできたところがございます。あと、公益目的通報等、国とのものについてちょっと様式等も踏まえまして、まだ一部できていないところがございますので、そこら辺を今

後しっかりと早急に整理してまいりたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 言わんとすることは理解しておるつもりですが、行動規範、それではひとつどういったものがその中の柱だということを抽出してお話ししてくれませんか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

議案の3ページになります。3ページの中に行動規準というものがございまして、条例につきましては、大きな方向性ということで載せてありますので、その第1項で市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利または不利な取り扱いをする等の差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ親切な態度で職務を遂行しなければならないということで、その中で第2項、第3項、第4項と載っておるということでございまして。ただ、これについて詳細につきましては規則のほうでございまして、議案関係資料集の中で具体的に2ページになりますが、禁止行為ということで、例えば利害関係者から金銭、物品、不動産の贈与を受け取ることということで、具体的に職員として守るべきものというのを規則の中で訴えて、またその細かいものをハンドブック等で職員と情報共有をしているというところでございまして。

○議長（根岸勇雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） これで最後にしますが、どうも人ごとのような受け仕事に聞こえてしょうがないのですが、ここに優秀な課長諸君おそろいですが、そういう行動規範というものが合併後10年たたなければできてこなかった、やっとうしてつくったというような、そういうことが少しわきが甘いのではないかということを私は言いたいわけなのです。何か事が起きたら、市長はあれに照らし合わせてこうだ、これに照らし合わせてあだということがぱっと一目瞭然に市民や議会にわかるようなものを当然つくっておかなければならぬ。数々のあなた方の失敗が重なってきて、もうこれ以上は何とかしなければどうにもならぬと、今のまま仮に訴えてもそれを示すだけの条例条項というのはあなた方は持っておらぬから、仮によしんば市長であれ、我々であれ、それはまかりならぬと、行政裁判にかけますよといったところで行動規範がはっきりしておらぬからやりようがないわけです。だから、そういうことを今ここへ来て遅まきながらと言わなければなりませんけれども、やるというのですから、非常に厳しいものをつくって、あなた方がこれから本当に大変だというぐらいの真剣な行動といいますか、職場におけるそういう動きについてきっちりしたものをつくって議会に一日も早く示してください。それだけです。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 第5条なのですけれども、「職員を管理し、又は監督する地位にある職員」、管理監督者という項目が載っております。やはり職員を管理するという点については、健康面もそうなのですが、いろいろな観点から職員を観察しなければいけないということも私は感じております。ですが、大変不幸なことが先月の25日でしたっけ、職員自ら命を絶つという出来事があったということを最近になって聞きました。やはりそういうことがあってはいけないと。31歳という若さで命を絶つというようなことは、よっぽどの思いでないとなし得ないと思うわけなのですけれども、その状態につきまして課ではその認識たるものはなかった、その様子たるものはなかったということを言われても仕方ないことであって、

大変残念な出来事であると私は痛感しました。たまたま私の同級生の一人だということで、大変痛感している次第ですけれども、その点は総務課長はどう感じておりましたか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 大変残念なことが起きて、大変びっくりいたしました。内容につきましては、いろいろ聞いている中で、ご本人のあれですのでここでは差し控えさせていただきますが、やはりその後各課長のほうに集まっていたいて、理由が何であれ、もしそういうものがあつたら係の中で、係長が話できなければ係長が聞いて課長補佐に話をするというところを仕事以外のことももし相談があつたらいろいろ話に乗って、ただそれを深く突っ込めないというのも事実でございますので、そこを実は先週職員のほうに集まっていたいて議論して、そういうものをなくしていこうという話をしたばかりでございます。

○議長（根岸勇雄君） 笠井正信君。

○7番（笠井正信君） 職場のこともありますし、家庭のこと、社会のこと、いろいろその中にあると思います。さりとて到底命をなくすということについては、やはり重きを置いて各課引き締めて職員の教育というものに対して見ていかないといけない、これは痛感しました。大変残念な出来事であるということを認識してください。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 一般質問でも質問させていただこうと思ったのですが、その前にちょっと気になったのでご質問させていただきますが、この第8条の公益目的通報というところは、まずこれは違法行為を知見したときは公益目的通報をしなければならないという義務になっているわけなのです。それは当然なのだと思うのですけれども、第3項を見ますとその事実が確実であると信ずるに足る相当な根拠を審査会に示さなければならないと、この2つの間に非常に大きなギャップがあると思うのです。今のお話を聞いても、自分の働いている職場をよくしようと思う職員が気軽に、そうだ、これもやっぱり通報しなければいけないのだし、これ通報しようと思ったときに、第3項は気軽にそれができない、非常に高いハードルになっているということを感じるのです。こういう点について、さっき下から上という発想でこれをつくっているということもありましたけれども、果たしてこれ職員の皆さんはこういう条例で自分たちは守れそうだということだったのか、その辺職員の皆さんはどういうことでこの条例をこのようにかかわってつくられたのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

職員とのかかわりにつきましては、この案の段階で各課長にお示しして、またグループウェア等に出しまして、その上で各課で議論して意見を上げてほしいという形をとりました。その中で、今議員おっしゃったようなこれ自体でやりにくいというような意見等はなかったと思います。

○議長（根岸勇雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それはなかったかもしれないですけれども、自分の仕事を抱えていながら公益目的通報をしなければと、その事実が確実だと客観的にも自分も信じるに足るだけの相当な根拠を探すというのは相当なことだと思うのです。それを自分の仕事をしながら、よし、やるのだと、それでもやるぞと、職員の皆さんはそんなつもりでこんなにハードルが高くて大丈夫だと、どういうことだったのです

か。これは言ってもしょうがないなと、もう自分たち不祥事を起こしているし、もう言われるがままにやるしかないのだ、どういうことだったのかちょっと理解できないのですけれども、わかれば教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） 根本的にこの公益目的通報につきましては、国のほうも蓋然性、すなわち起きているか、また今まさに起きそうなときに公益目的通報ができるというふうにはハンドブック等で規定されております。その中でそういうものについては、別に具体的な証拠というものよりもきちんとかういものが起きているよという事実をしっかりと伝えていただければ動くというふうには、内容的には我々は考えておるところです。また、そこの微妙な判断があった場合に、その下になりますが、相談ができるという条も設けましたので、その中で相談をしていただければきちんとかういことができるというふうには考えております。職員につきましては、各課長を通して議論をしていただいた関係で、今私のほうでそういう不満があったかどうかについてはちょっと把握しておりません。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

議案第124号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての質疑に入ります。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この議案第124号は、今話題になっているいわゆるマイナンバーで、これから後の議案は全部マイナンバー絡みなのですが、とりわけこれは佐渡市の行政手続における個人情報の取り扱いについての条例であります。そういう意味では極めて重要なものになります。そこで、お尋ねをしたいのですが、この条例は国がやれというものだから、一応ひな形に合わせて十分な検討もなくつくったという理解をしてよろしいですか。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

十分な検討なくということではなくて、国のマイナンバー法にある市町村の事務に今後これを使えるよということのひな形を含めて作成させていただいたというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 十分な検討があったみたいなので、そこで聞くのですが、10月27、28日に全国中小業者団体連合会がマイナンバーのことで各省庁に交渉した結果が報道されています。何を言いたいかというと、マイナンバーを取得しなくても、あるいは記載しなくても現時点で全く不利益や不当な差別は受けないと内閣府も言っているし、国税庁も言っている、厚生労働省も言っているということは、それはそれでいいのと思うのですが、確認をお願いしたい。

もう一つは、十分な検討をしたというのだから聞くのだけれども、例えば第3条、ここに市の責務ということで個人番号をどうするかというと「その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる」、そ

して国と連携を図って「自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施する」と。つまり佐渡の地域性でいえば離島であって、高齢者が多くてみたいなのがあるわけだ。だけれども、ここの俗に言う必要な措置というのはどういうものか、地域の特性に応じた施策というのは、佐渡の場合具体的にはどのようなことを指すのかお尋ねしたいのが2点目。

もう一つは、配達されていますよね。まさに高齢者が多いから、ある方から伺ったのだけれども、世帯ごとに配達されます。配達の方にとっては、その方が認知症かどうかわからないのだけれども、認知症に渡してえらく困ったというような事例もあるのだけれども、全国で言われているような不備の問題、返納されたような問題、そういった問題はどのぐらいありますか。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

個人番号カードの市内での配達状況でございますが、佐渡市におきましては11月12日から配達が始まっております。地区によってまだばらつきがありますが、11月30日の現在で返戻されたものが約790通ございます。これにつきましては、理由としては法施行後以降に転出されて宛てどころにいないというのが主なものでございます。

○議長（根岸勇雄君） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

第3条、市の責務のところでございますが、これにつきましてはまだ具体的に何をやるかというのは明確になっておりません。この理由につきましては、セキュリティーの問題を含めましてどう対処していくか国からもはっきり明示されておりませんが、今後国等と情報連携が来年以降の中でこういう条例の作り込みということで今後使えるための条例の作り込みというふうに第1弾はご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） きのうのニュースですか、おとといですか、総務大臣の高市早苗大臣自身がマイナンバーによってオレオレ詐欺があるので気をつけてくださいというのをニュースでやっていましたけれども、つまりこのぐらい混乱とあれが起きている状況の中でこの条例を定める。私は、ああ、なるほどなど、第3条では地域の特性に応じた施策をやるというのだから、高齢者が多いのですから、さっき790通だか返納があって、実際には住所がない方が多いという話なのだけれども、もらった高齢者そのものがニュースでもいっぱいあるものだから、かえって混乱をしてどうしていいかわからないというパターンが多いと思うのです。そういった問い合わせも含めて、さっきの返納だけですが、トラブルあるいは自主返納も含めてそういったトラブルはないということなのですか。それと、高齢者などの問い合わせについてはどのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 村川市民生活課長。

○市民生活課長（村川一博君） ご説明いたします。

宛てどころにいないということで返戻もありますが、そのほかに実際には受け取りを拒否された方も中にはいます。また、高齢者等につきましては配達された後の問い合わせは配達日以降結構ありますが、実際には今後1月1日に発行される写真入りの個人番号カードについてどのようにつくられるのかというよう

な問い合わせが多ございます。また、もちろんこの通知カードは紙の通知カードでございますが、これの取り扱いについてどうしたらいいかというような問い合わせが現在あります。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

議案第125号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） これはマイナンバーもかわりがあるのですが、税制改正の問題があるのでお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど市長の提案理由の説明の中でもありました。猶予制度の問題の改正と換価の問題、国が示したものでやりますと一言で言うと納税者の負担の軽減を図るとのことなのだけれども、本当にそういったことになるのかどうなのかということをお尋ねをしたい。

2点目は、国が言っているのだが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえて、猶予にかかわる担保の徴収基準などの項目については地域の実情に応じて条例で定める仕組みというふうになっているのだが、これはどこを読み取るとこういったものが出てくるのか教えていただきたい。

○議長（根岸勇雄君） 川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

まず、1点目の納税者の方のこの猶予制度の改正につきましては、既に徴収の猶予と換価の猶予、換価の猶予に関しましては職権での換価の猶予になりますけれども、この制度がございまして。今回の改正につきましては、国税に倣って地方税におきましても納税者の申請によりまして換価の猶予制度というものができました。これにつきましては、納税者の負担の軽減プラス的確な納税が履行されるということを目的にしたものでございます。

それから、2点目の換価の猶予に関しまして、担保の話でしたか、担保の関係につきましては原則担保を要するというようになっておりますけれども、先ほど申しましたように今回条例で定めると、地方の実情や地方分権というような趣旨での条例での定めということの趣旨でございますけれども、これにつきましても国税に倣った形で、国税のほうが前の法律では50万円を限度という形でしたけれども、今度100万円という形で担保の要件を緩和しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今おっしゃったとおり、私も言ったのだけれども、今度は納税者、つまり納める人の申請による換価の猶予が生まれたわけです。そうすると、その要綱みたいなのはどのようになっていますか。

それともう一つ、猶予制度をこの間、例えば昨年でもいいですか、今年度でもいいですが、どの程度活用されていますか。

○議長（根岸勇雄君） 川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

納税者の今後の換価の猶予というのができました。それにつきましては、基本的には地方税法、それから地方税法が準用する国税通則法、それから国税徴収法に倣っております。今回その中で例えば猶予する場合の納税方法、分割納付になりますけれども、あるいは申請の手続、こういったものを条例で定めるということになっております。この徴収の猶予あるいは換価の猶予というものの佐渡市における実績ですけれども、法に基づくものについては今のところございません。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 聞き逃したのだと思うのだけれども、さっき言った各地域の実情に応じて担保の徴収基準などということであると、佐渡の場合の地域の実情に応じて条例という部分は、ほかの違うということになるのだろうかと思うのですが、どんなふうになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 川上税務課長。

○税務課長（川上達也君） ご説明いたします。

税につきましては、地域の実情あるいは地方分権ということで今回一部を条例で定めるといった形をとられておりますけれども、基本的には納税いただくというのが原則なものですから、これにつきましては地域で要件をいろいろ考えましたけれども、やはり国税に準拠するというのが我々の考え方でございますので、国税に倣った形での今回ご提案となっております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第126号 佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

議案第127号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

議案第128号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑あり



ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

議案第129号 佐渡市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） これ2万5,000円から2万3,000円に下げたということなのですが、利用者が多くてペイするから下げたのか、その根拠はどういうことなのかちょっと教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明いたします。

火葬場の運営費の削減効果が見込まれます。その金額につきましては、平成26年度の決算ベースでいきますと7,980万円、これが5施設から3施設に変わるということでおおむね7,000万円程度に削減が見込めます。その削減率がおおむね11%程度でございますので、その率に合わせた火葬料の料金の引き下げを考えてご提案しておるところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 北田野浦と三香苑が削られるわけですが、以前この問題、火葬場がなくなるといったときに地域で結構いろんな問題があったというふうに私は記憶をしているのです。そういう意味でいうと、住民の皆さんの十分な理解と合意は得られたのだというふうに思うのですが、その辺どうなのかが1点です。

それともう一点です。使用料はもっとがっばり下げたらいいのではないですか。何を言いたいかというところ、あなた方のもともと火葬場の計画というのは火葬場を3つにするという計画だったのです。ところが、議会の意見も含めていずれ2つにする。そういう意味でいえば、こういった不景気のときだからもっと下げてもいいのではないかと思うのですが、その辺は検討されましたか。

○議長（根岸勇雄君） 名畑環境対策課長。

○環境対策課長（名畑匡章君） ご説明させていただきます。

火葬場の廃止に伴う地域への説明でございますけれども、議会の中の委員会の説明でもしておるところでございますけれども、地域審議会であるとか各地域への役員会の説明、そういったものでご了解をいただいております。

もう一点、もっと下げられないかという点でございますけれども、将来ビジョンの中でも歳入確保ということ、交付税の一本算定になりまして交付税の減額も考えられるというようなこと、やはり施設の維持管理というものもこの後ずっと続きますので、ご提案した使用料で検討しているところでございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

議案第130号 佐渡市相川観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） この条例を見て、これはこういう方向でやるのはいいとは思いますが、金額を見ると新穂が三千幾らぐらいで、恐らく1,000円から1,500円ぐらい宿泊料金が違うと思うのですが、相川の宿泊施設の図面というか、部屋の構成というか、そういうふうなものについて担当委員会には出されたのかわかりませんが、これだけではわからないと思うのですが、その辺はどのようになっていますか。

○議長（根岸勇雄君） 大橋観光振興課長。

○観光振興課長（大橋幸喜君） 図面の件につきましては、今回の常任委員会のほうに提出してご説明するという予定でおります。それから、トキ交流会館の使用料の件でございますけれども、交流会館につきましては先ほど3,000円というお話ありましたけれども、それは一般の料金でございます、学生の料金になりますと1,450円ということで今回の相川観光交流センターのほうが若干金額のほうが高いということになっています。

○議長（根岸勇雄君） 猪股文彦君。

○18番（猪股文彦君） 宿泊するとすれば、宿泊施設のグレードの問題があると思うのですが、そうすると今の課長の説明だとグレードが新穂のトキ交流会館より高いというのですが、ああいう古い建物で果たしてグレードが高いと言えるのかどうなのか、1部屋何人するのかわかりませんが、課長の今の説明でわかりましたが、委員会に提出するだけではなくて全議員にこういうふうに変りますよというふうな資料を提出することを議長から指示していただきたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） わかりました。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第130号についての質疑を終結いたします。

議案第131号 佐渡市屋外広告物条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第131号についての質疑を終結いたします。

議案第132号 公の施設に係る指定管理者の指定について（相川民話の館）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほどの不祥事の関連でいうと、これもまさに指定管理にされるというわけなのだけれども、なおかつ公の施設であると。ここの今の活用状況や管理状況はどのようになっているのか。集落に指定管理するというわけでしょう。指定管理料ゼロ円、5年間、施設の必要な修繕や回収などはもちろん佐渡市が行うわけなのだけれども、なかなか高齢化も含めて大変な状況もあったりするのだろうかとい

うふうに思うのだが、その辺どうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（根岸勇雄君） 加藤地域振興課長。

○地域振興課長（加藤留美子君） ご説明いたします。

相川民話の館の指定管理者でございますが、施設がございます北片辺集落のほうに指定管理のほうをお願いしたいと考えております。利用実績でございますが、平成24年度に利用者2,039名、平成25年度に利用者2,856名、平成26年度に利用者2,928名の状況でございます。修繕につきましては、指定管理の契約の中で20万円を超える場合について市が行うということで考えております。

以上でございます。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第132号についての質疑を終結いたします。

議案第133号 公の施設に係る指定管理者の指定について（佐和田森林公園オートパークさわた）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第133号についての質疑を終結いたします。

議案第134号 訴えの提起についての質疑を許します。

中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 議案第134号で訴えの提起について、これは市営住宅の家賃等の滞納者に対して支払い請求の訴えを提起するもので、付託先が産業建設常任委員会の予定で私のところですが、一般質問で私自身市営住宅家賃を取り上げた経過がありますので、さらっとやらせていただきたいと思います。

確認ですけれども、この議案は市営住宅に入居しているAさんとはしますが、Aさんが家賃を長期にわたり滞納していると、そして佐渡市建設課住宅係の再三、2度も3度も催告、家賃を払ってくださいと、にもかかわらずAさんは支払わなかったと。保証人等のこともあるけれども、そこで佐渡市は滞納者Aさんに対して市営住宅明け渡し請求書を送付し、市営住宅の明け渡しの請求を行ったと。わかりやすく言えば、Aさん家賃滞納していると、支払わない、出ていってくださいと、それでも出ていかないため、ここの下のほうに書いてあるのですけれども、訴えを提起する。内容はAさんに対して建物明け渡し請求、そして未払い家賃、明け渡しまでの家賃相当損害金の支払い請求。この議案は何を言いたいかというと、裁判ができるように議会の議決をいただきたいと、そのような趣旨の議案なのか確認します。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

間違いありません。

○議長（根岸勇雄君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） さらっといきますけれども、本件の議案の当事者、Aさんについて滞納期間は何年の何月から何年の何月までなのか、これが1点。

そして、2点目はその滞納金額は幾らなのか。

そして、3点目です。その当時議案に関するAさんの状況について、例えばAさんは何らかの理由で仕事をしていないので収入がない、だから家賃払いたくとも払えないなどの理由なのか、その議案の当事者の状況について教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明します。

滞納状況でございますが、平成26年4月から平成27年9月まで、18カ月滞納しております。

金額にしまして、家賃で19万800円、督促手数料1,800円、合計金額19万2,600円でございます。

対象者につきましては、無職の状態だと思えます。接触した段階では、本人の意思が全くうかがわれなかったというふうに確認しております。

○議長（根岸勇雄君） 中村良夫君。

○14番（中村良夫君） 委員会でさらに審査をしたいと思うのですけれども、私自分の考えを言いますと公営住宅法の趣旨からしてこの議案は慎重にやるべきではないかと、最初はこの議案を見たときにそう思いました。それで、これは最後ですけれども、公営住宅が社会福祉を増進することを目的とした制度であって、そこに制裁措置を持ち込むことは私は許されないと考えます。皆さんの職員たちのこれまでの努力というか、それは尊重しますけれども、佐渡市は家賃減免制度などもつくりました。最後に聞きますけれども、建設課はその制度で対応したのかどうか。Aさんにその制度を知らせたのかどうか、これ最後です、よろしくお願いします。

○議長（根岸勇雄君） 清水建設課長。

○建設課長（清水正人君） ご説明いたします。

ことしの7月末日に市営住宅入居者全員に対して減免申請の通知をしております。その当事者におかれましても通知は行っておりますが、申請行為はなかったものであります。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第134号についての質疑を終結いたします。

議案第135号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） この辺地総合整備計画の第4次の計画書を見ると、今回変更をかけられるのは資料にも出されているとおりなのはわかるのですが、例えば気になったのは民間に譲渡をした羽茂保育園、これ私立保育園の整備事業ということで8,550万円ということで9番目に上がっていますよね。上がっているのだけれども、契約書によるとことしが建設の最後の年ですよね。平成25年だから、契約書を見たのだけれども、3年以内にやるということかというと、この議会を除くともう3月議会ですから、事実上新年度予算になるのだけれども、それはどうなっていますか。契約書ではあのときいろいろあって、保護者との関係もあって、契約を履行しないときには返還ということに契約書でなっているわけだけれども、具体的

にはどうなるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

羽茂保育園の整備計画ということでございます。こちらについては、平成25年に譲渡をしたわけでありましてけれども、平成25年、平成26年、平成27年度と3年分ということなのですが、3年以内に新園舎等の着手をするということになっております。これは、着手ということで法人のほうに對しましては計画段階からの着手を含むということで説明をさせてもらっております。今のところ平成26年12月に建設委員会等を立ち上げまして進めておりまして、順次設計の段階に入っているというところでございます。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今金井統合保育園の問題でももめているけれども、あの当時の父兄とのやりとりは違うでしょうよ。私その当時の文書出されているのも持ってきていますよ。耐震がきいていなくて危なくて大変だ、3年以内にやりますということであなた方やったのではないですか。今の予定ではいつ建てかえが始まるのですか。つまり何が言いたいかというと、さっきの不祥事ではないけれども、市民との約束をほごにするようなことがあってはならぬです。私は、別に今受けている業者が悪いとかというのではないよ。市民との約束、契約書で検討委員会から始まっていますから、もう着手している、違うでしょうよ。当時のやりとりを、あのときも今の金井統合保育園と同じようにいろいろもめたのです。不祥事関連でいえば、職員の固定化はよくないとかというのものもあるのだけれども、必要でわかっている職員はちゃんと置いておいてきちんとした手当てをする、それが必要なのではないですか。私市民厚生常任委員会ときには再三再四酸っぱく言っていた。安心こども基金とのかかわり、法制度が変わって建設費がなくなる問題も含めて、では具体的にいつ建てかえられるのですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） ご説明いたします。

こちらについては、法人のほうの計画でございましてけれども、平成28年3月までに実施設計を終えまして、平成28年6月ころから工事に入るという予定になっております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確認だけです。そうすれば、それは保護者らも含めて協議をしていて、保護者も知っているという理解でいいですか。

○議長（根岸勇雄君） 鍵谷社会福祉課長。

○社会福祉課長（鍵谷繁樹君） これまでも保護者も含めた3者協議の中でこちらのほうの説明はさせてもらっております。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第135号についての質疑を終結いたします。

議案第136号 市道路線の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第136号についての質疑を終結いたします。

議案第137号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第137号についての質疑を終結いたします。

議案第138号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出についてはおおむね複数の款に分けて行います。

それでは、議案第138号について歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第138号についての歳出に関する質疑に入ります。2款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3款民生費及び4款衛生費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、8款土木費及び9款消防費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

8款土木費及び9款消防費についての質疑を終結いたします。

次に、10款教育費についての質疑を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） ぱっといくものですから、終わってしまうと困るので、ここでちょっとお尋ねをしておきたいのですが、まず1つは今年度でいうとこれが最後に、3月議会が当初になり、そこで補正組めないわけではないのですが、なります。そういう意味でいうと、修繕費とかが上がってきているというのがよくわかるのだけれども、これから寒くなるのに何で燃料費がいっぱい上がってきているのか。燃料費結構多いですね。寒くなって使ったから足らぬというならわかるけれども、その辺ちょっと教えてください。私かわからないのですから。

2つ目、私気になっているのですが、今回の補正が2億何がしでしょう。ことしの当初の3月議会で地方創生のやつが2億7,000万円でやったやつ、地方創生の交付金というのは繰越すことできないから、今年度中に使ってしまうなければいけないわけです。そういう意味でいうと、あの事業は全て、プレミアム

宿泊券みたいなのは3カ月という期間でしたからもう終わっているのだろうとは思っただけけれども、もし不用額が出たらこの議会で処理をしておかないと余ってしまって不用額になってしまうというふうに思うのですが、その辺はどのような処理をされているのですか。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 教育関係の燃料費でございますけれども、給食センター等の燃料費、いわゆる不足したということで補正させていただくということでございます。

○議長（根岸勇雄君） 小林総合政策課長。

○総合政策課長（小林泰英君） ご説明いたします。

先行型の交付金につきましてでございますけれども、現在各課のほうで取り組んでおりまして、不用額が出ないように調整はしておりますけれども、もし端数等が出ました場合はそこは決算で処理をしたいというふうに考えております。

○議長（根岸勇雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 学校教育課だけに聞いたのではないのだけれども、足りないから補正したぐらいは私もわかります。ただ、私が聞いたのは私はわからない、これから寒くなって油を使って云々というならわかるのだけれども、ほかのも含めて燃料費が出てきているので、結局当初でかつかつに見積もってあなた方は計上しているのではないかということをお願いいたします、一言で言えば。補正でやればいいやというのではないかということをお聞きしたいので、財務課長、教えてください。

もう一つ、不用額が出ないようにしますということだよな。あなた方は、冬紀行をやっているのではないですか。佐渡市のホームページでいうと、5日に地方創生のやつをやった後の11月16日に冬紀行をやっている。そこで見たら何と書いてあるかということ、地域住民生活緊急支援のための交付金を活用しというふうになっているのだ。新たに交付金が来たかと思ったらそうではないというのだけれども、これは具体的にはどういうことですか。

もう一つ言っておきますが……

○議長（根岸勇雄君） 中川議員、今10款教育費ですので、それに絞って質疑をお願いします。

○8番（中川直美君） わかりました。では、教育費の関係もありましたよね。教育費にも先行型あったのだけれども、余った場合どういうふうに処理するのか。

○議長（根岸勇雄君） 池野財務課長。

○財務課長（池野良夫君） ご説明いたします。

燃料費の関係は、当初予算で計上するときには前々年度の決算等を見ながらかつかつには計上しておりません。必要な分を計上しておるところでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金田淳一君。

○10番（金田淳一君） 小学校費と中学校費に学校の体育館の天井撤去作業の予算がのっております。加茂小学校と赤泊中学校なのですが、設計業務委託料も入っております。これから設計にかかるということだと思っておりますけれども、工期はどのぐらいを考えていて、そして実際に工事はどうされるのか、いつやるのか、そしてその間の生徒たちの学校の活動はどういうふうに考えているのかというのが1つ。

それから、小学校費、中学校費で就学援助費が増額されております。何人程度ふえて、全体として何%の方が就学援助を受けておられるのか。その理由として保護者の皆さんの所得の状況がどのようになっているのかもわかったら教えてください。

○議長（根岸勇雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） まず、つり天井の関係でございますけれども、今後1月から2月にかけて設計の業務委託を行います。これは繰越になりますけれども、工事の時期は夏休みを中心におおむね二、三カ月というふうに計画しております。その間につきましては、一応小学校、中学校については近隣の体育館等の輸送を考えております。

あと、就学援助の件でございますけれども、このたび認定率的には昨年小学校中学校合わせてでおおむね14%程度だったものが18%程度にふえております。あと、所得につきましては今回生活保護基準の1.2から1.3に引き上げたということでございまして、その1.2から1.3のそういった方々が多く見られたと。あと、今回申請に当たりましては昨年までについては必要な人だけ申請書を提出してもらいましたけれども、ことしからはもう、もらわないにかかわらず全員から提出してもらったと、そういったことで申請者の数自体もふえたと、そのように分析しております。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

10款教育費についての質疑を終結いたします。

以上で議案第138号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を終結いたします。

議案第139号 平成27年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第139号についての質疑を終結いたします。

議案第140号 平成27年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第140号についての質疑を終結いたします。

議案第141号 平成27年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第141号についての質疑を終結いたします。

議案第142号 平成27年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。



質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第142号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第123号から議案第142号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第6 請願第10号から請願第12号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、請願第10号から請願第12号までを議題といたします。

請願第10号から請願第12号までについては、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（根岸勇雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時34分 散会